

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第9回 内閣と行政権（1）

#### 1. 行政権の概念

- 行政権の概念については、「法のもとに法の規制を受けながら、現実具体的に国家目的の積極的実現をめざして行なわれる全体として統一性をもった継続的な形成的国家活動」というように積極的に定義する見解（田中二郎）もあるが、消極的に定義するのが通説的見解である。
- 近年、行政と区別して、国家の進路を定めそれに従って国家を主導していく作用を中核に置く、執政という概念を提唱する向きもある。

#### 2. 内閣の組織

- 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である（66条1項）。内閣総理大臣及び国务大臣は、\_\_\_\_\_でなければならない（66条2項）。
- 内閣総理大臣は、\_\_\_\_\_の中から\_\_\_\_\_が指名し（67条）、\_\_\_\_\_が任命する（6条1項）。国务大臣は、\_\_\_\_\_が任命し（68条1項）、\_\_\_\_\_が認証する（7条5号）。国务大臣については、過半数が\_\_\_\_\_であることを要し、その全員が\_\_\_\_\_である必要はない（68条1項但書）。

#### 3. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限

- 内閣の職権は、閣議により行われる（内閣法4条）。閣議は原則として非公開である。
- 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国务の総理（73条1号）、外交関係の処理（73条2号）、条約の締結（73条3号）、官吏に関する事務の掌理（73条4号）、予算の作成と国会への提出（73条5号）、政令の制定（73条6号）、恩赦の決定（73条7号）、天皇の国事行為に対する助言と承認（3条、7条）、衆議院の解散（後述）、最高裁判所長官の指名（6条2項）、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命（79条1項、80条1項）などがある。
- 内閣総理大臣の権限には、国务大臣の任免権（68条）や国务大臣訴追の同意権（75条）などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し（72条）、法律・政令へ連署する（74条）。
- 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う（66条3項）。
- 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない（69条、70条）。

#### 4. 独立行政委員会の合憲性

- ・ 人事院や国家公安委員会などの独立行政委員会が内閣から独立して行政権を行使することは、41条や76条1項の規定との比較や、65条の趣旨を踏まえれば、65条に違反しないと解される。なお、このような独立行政委員会は、職務に関連して準立法権や準司法権を有するのが通例である。

## Quiz

Q9-1 内閣に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣、内閣総理大臣により任命された国務大臣及び内閣法制局長官で組織されるが、各大臣は行政事務を分担管理しなければならないので、行政事務を分担管理しない大臣を置くことは認められない。
2. 内閣の構成員のうち、内閣総理大臣のみが国会の議決で指名されるものであることから、衆議院の解散権は内閣の権能ではなく、内閣総理大臣のみに認められる一身専属的な権能である。
3. 内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負うものであることから、いずれかの議院が、内閣の構成員である一人の国務大臣に対する問責決議案を可決した場合には、当該国務大臣は辞職しなければならない。
4. 内閣は、必ず総辞職しなければならない場合のほか、その存続が適当でないと考えるときはいつでも総辞職することができるが、総辞職した内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。
5. 内閣総理大臣が行う行政各部の指揮監督は、閣議にかけて決定した方針に基づいて行わなければならないので、閣議にかけて決定した方針が存在しない事案については、内閣総理大臣は、行政各部に対し指示を与える権限を有しないとするのが判例である。

(平成16年度国税専門官採用試験)

Q9-2 日本国憲法に規定する内閣総理大臣に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 内閣の意思決定は内閣総理大臣が主宰する閣議によってなされるが、その閣議の議事は慣習によるものではなく憲法に規定されている。
2. 内閣総理大臣が欠けた場合、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があった場合は、内閣は総辞職をしなければならない。
3. 政令には主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣の連署が必要であるが、内閣総理大臣自らが主任の大臣として政令に署名することはない。
4. 内閣総理大臣は任意に国務大臣を罷免することができ、その罷免に関して天皇の認証は必要ない。
5. 国会議員であることは内閣総理大臣の資格要件であるので、衆議院の解散により議員の資格を失った場合は、直ちに内閣総理大臣の地位を失う。

(平成23年度特別区職員I類採用試験)

Q9-3 次のA~Eの記述のうちから、独立行政委員会の合憲性を肯定する考え方の根拠となるものを選んだ場合に、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A: 憲法41条が国会を「唯一の立法機関」と定め、また、76条が「すべて司法権」を裁判所に属させているのに対し、65条は「行政権は、内閣に属する」としているにとどまる。
- B: 憲法自身が、内閣から独立して職務を行う会計検査院の存在を認める。
- C: 内閣は、独立行政委員会による個々の職権行使についての指揮監督権を持っていないが、人事権・予算権を通じて、なお一定の監督権を有している。
- D: 法律によって独立行政委員会を設置した場合、国会は、当該委員会の職務行為に関して、内閣の連帯責任を解除したものと考えてよい。したがって、法律によって設置されるものである限り、独立行政委員会は憲法に違反するものではない。
- E: 行政権が内閣に属するというのは、それを通じて行政権の行使を国会の統制の下に置こうとする趣旨にすぎないから、内閣が独立行政委員会に対して全面的な監督権を有することは必ずしも必要ではない。

1. A、B、C    2. B、D、E    3. A、C、D    4. A、C、E    5. A、D、E

(平成10年度国家公務員採用I種試験)